○金融庁、厚生労働省
一一　労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項から第六項まで、第九十七条第一項及び第二項並びに第九十九条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める告示の一部を改正する件　二〇　220　六九
○金融庁、農林水産省
一二　農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する告示　三〇　227　一三
○消費者庁
一一　消除予定添加物名簿を作成する件　五　一
○こども家庭庁
一三　児童福祉法施行規則第一条の二十三の二の規定に基づきこども家庭庁長官が定める給付金の一部を改正する件　二四　二
一四　児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準の一部を改正する告示　二七　八
○デジタル庁
一七　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示　三〇　227　二三
一八　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示の一部を改正する件　三〇　227　二三
○デジタル庁、総務省
二八　平成二十七年総務省告示第三百十四号（個人番号カード等に関する技術的基準）の一部を改正する件　一三　214　三五
二九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　三〇　227　二三
三〇　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　三〇　227　二三
三一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示の一部を改正する件　三〇　227　二六
三二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　三〇　227　二七
三　復興庁
○復興庁
二五一　復興庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示　三〇　227　二七
○総務省
二五二　特定国外派遣組織を指定する件　三　二
二五三　時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件　四　四
二五四　消防法第十六条の四第二項に規定する指定講習機関を指定する件　四　四
二五五　登録証明機関の住所及び事務所の所在地の変更に関する件　六　五
二五六　登録認定機関の住所及び事務所の所在地の変更に関する件　六　五
二五七　電波天文業務の用に供する受信設備を変更した件　一〇　一
二五八　電気通信番号計画の一部を変更する件　一一　一
二五九　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　二〇　220　七〇
二六〇　政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件　二〇　220　七四
二六一　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　二〇　220　七四
二六二　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二〇　220　七四
二六三　政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件　二〇　220　七四
二六四　特別とん譲与税法施行規則第二条の規定による令和六年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる開港所在市町村ごとの率を定める件　二四　二
二六五　管理規程の細目を定める件の一部を改正する件　二六　一
二六六　東経百四十四度の対地静止衛星軌道における電気通信業務用人工衛星局の免許の申請期間等に関する件　二六　二
二六七　政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件　二七　九
二六八　地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する都道府県等を定める件　二七　九
二六九　特定国外派遣組織を指定する件　二七　一〇
二七〇　政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件　二七　226　一
二七一　政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件　二〇　220　七四